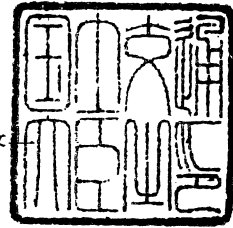


認 定 書

国住指第 4354 号
平成 28 年 5 月 2 日

吉野石膏株式会社
代表取締役 須藤 永作 様

国土交通大臣 石井 啓



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法同法施行令第 46 条第 4 項表一の（八）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FRM-0534

2. 認定をした構造方法等の名称

厚 9.5mm 両面ボード用原紙張ガラス繊維混入せっこう板/めっき鉄丸くぎ
NZ50/外周部@75mm、中通り@150mm/大壁造の直張り仕様/木造軸組耐力壁における構造方法

3. 認定をした構造方法等の内容

2.3 の倍率を有する軸組と同等以上の耐力を有する軸組
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造の概要

(1) 面材の概要

a) 面材の名称

両面ボード用原紙張ガラス繊維混入せっこう板

b) 面材の構成及び組成

面材の断面図を図1に示す。また、その構成材及び組成を表1に示す。

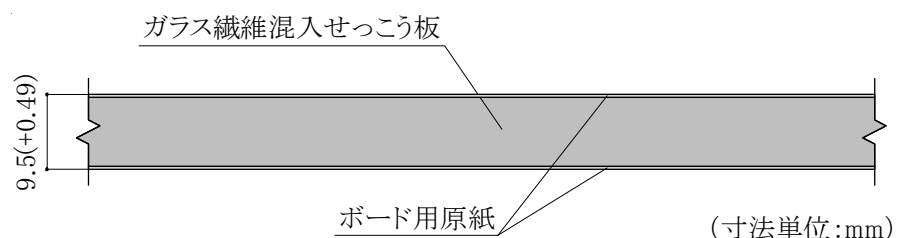


図1 面材の断面図

表1 構成材及び組成

表面材： ボード用原紙	厚さ(mm)	0.15～0.35		
	質量(g/m ²)	100～230		
	有機質量(g/m ²)	193 以下		
	有機質組成 (質量%)	紙パルプ	97.0 以上	
		有機質系添加剤 (ポリアクリルアミド系、アゾ系等)	3.0 以下	
芯材： ガラス繊維混入 せっこう板	厚さ(mm)	8.80～9.69		
	質量(kg/m ²)	8.25～10.78		
	有機質量(g/m ²)	289 以下		
	組成 (質量%)	二水石膏	89.6 以上	
		接着補助剤 (でんぷん系)	0.8 以下	
		分散剤 (ポリカルボン酸系、メラミン系、ナフタレン系、リン酸系)	0.5 以下	
		撥水剤 (シリコーン系)	0.4 以下	
		有機質系発泡剤 (アニオン系界面活性剤)	0.1 以下	
		有機質系添加剤 (アミノ系、有機酸系)	0.2 以下	
		有機質系防カビ剤 (含窒素複素環系、ハロゲン系、カルボン酸系)	0.01～0.3 以下	
有機質系防蟻剤 (ネオニコチノイド系等)		0.1 以下		
無機質系混和剤 (鉍物系、シリカ系、無機酸、無機塩)		5.0 以下		
無機質系繊維 (ガラス系)	1.2～3.0			
裏面材： ボード用原紙	厚さ(mm)	0.15～0.35		
	質量(g/m ²)	100～230		
	有機質量(g/m ²)	193 以下		
	有機質組成 (質量%)	紙パルプ	97.0 以上	
		有機質系添加剤 (ポリアクリルアミド系、アゾ系等)	3.0 以下	

c) 寸法

	厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)
寸法	9.5	910	1820、2420、2730、3030
		1000	1820、2420、2730、3030
許容差	-0, +0.49	+0, -3	+0, +3

d) 側面加工形状

図2に示すベベルエッジ又はスクエアエッジとする。

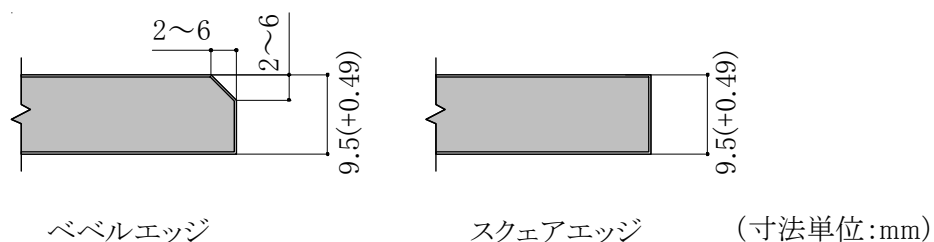


図2 側面加工形状断面図

e) 品質の基準

面材は、国土交通大臣の認定を取得した面材（認定番号：NM-4127）に対し、ボード用原紙の組成および面材の厚さの範囲を制約している。

性能：

含水率 (%)	曲げ破壊荷重 (N)		単位面積当たりの質量 (kg/m ²)
	長さ方向	幅方向	
3以下	500以上	200以上	8.55～10.98

外観：両面ボード用原紙張ガラス繊維混入せっこう板の両面及び側面には、使用上有害な欠け、割れ、汚れ、きずなどがあってはならない。

(2) 軸組材の仕様概要

部 位		寸 法 等
柱、土台、胴差、桁、梁	断面寸法	見付け 105mm×見込み 105mm 以上
継手間柱	断面寸法	見付け 45mm×見込み 105mm 以上
間柱	断面寸法	見付け 27mm×見込み 105mm 以上
胴つなぎ	断面寸法	見付け 60mm×見込み 45mm 以上
柱の間隔		910mm～2000mm
面材の継手となる継手間柱と柱の間隔		910mm～1000mm
間柱と柱又は間柱と継手間柱の間隔		455mm～ 500mm
横架材間の内法寸法	1枚張り	2140mm 以上 2970mm 以下
	縦継ぎ張り	2080mm 以上 3075mm 以下

(3) 接合具の仕様

a) 規格名称：くぎ

b) 規格番号：JIS A 5508:2009

- c) 種類：めっき鉄丸くぎ
- d) 呼び：NZ50
- e) 表面処理：電気亜鉛めっき1級以上（JIS H 8610：1999）

(4) その他の仕様
特になし。

2. 耐力壁の適用範囲

- (1) 当該面材を使用した耐力壁の適用範囲は、建築基準法施行令第40条から第49条（ただし、第48条第2項は除く）に準拠した木造軸組とする。
- (2) 当該耐力壁は、外周壁の屋外側下地材、室内側下地材及び内部壁の下地材に用いるものとする。当該耐力壁を外周壁の屋外側下地材として用いる場合は、防水紙その他適切な防水措置を講じるものとする。
- (3) 建築基準法施行令第46条第4項の表1に定める軸組又は昭和56年建設省告示第1100号に定める軸組を併用する場合は、倍率の数値5を限度としてそれぞれの倍率の数値を加算できるものとする。

3. 耐力壁の施工仕様の概要

(1) 軸組材

- ①柱、土台、胴差、横架材の断面寸法は見付け105mm×見込み105mm以上とする。
- ②間柱の断面寸法は見付け27mm×見込み105mm以上とする。
- ③面材の横方向の継手となる継手間柱の断面寸法は見付け45mm×見込み105mm以上とする。
- ④面材の縦方向の継手となる胴つなぎの断面寸法は見付け60mm×見込み45mm以上とする。
- ⑤柱の間隔は910mm以上2000mm以下とする。
- ⑥面材の継手となる継手間柱と柱の間隔は910mm以上1000mm以下とする。
- ⑦間柱と柱又は間柱と継手間柱の間隔は455mm以上500mm以下とする。
- ⑧横架材間の内法寸法について、縦継ぎ張りの場合は2080mm以上3075mm以下、1枚張りの場合は2140mm以上2970mm以下とする。
- ⑨柱への面材の掛かり代は50mm以上、土台、横架材および胴つなぎへの面材の掛かり代は、30mm以上、継手間柱への面材の掛かり代は20mm以上とする。

(2) 面材の割付

面材は軸組に直張りとし、張り方は横架材間に胴つなぎを設けて2枚の板で縦継ぎ張りとするか、または1枚の板で縦張りとする。ただし、2枚の板で縦継ぎ張りとする場合、下側の面材の長さは1820mmとし、上側の面材の最小長さは320mmとする。

(3) 面材の留め付け

- ①面材は、めっき鉄丸くぎNZ50を用いて、面材の外周部ではくぎ相互の間隔を75mm以下で柱、横架材、継手間柱、胴つなぎに、面材の中通りの部分ではくぎ相互の間隔を150mm以下で間柱に留め付ける。
- ②くぎが有効に作用するように、面材の端部とくぎとの間隔（へりあき距離）は、土台、横架材及び胴つなぎでは15mm（許容差：±3mm）、柱及び継手間柱では12mm（許容差：±2mm）とする。

③面材の外周部及び中通りの部分におけるくぎ本数について、面材の長手方向及び短手方向の辺長（ H 、 L ）からへりあき距離（ H_1+H_2 、 L_1+L_2 ）を減じた長さ（ $H-(H_1+H_2)$ 、 $L-(L_1+L_2)$ ）を算出し、その長さを各部のくぎ間隔（ P 、 Q ）で除する。

外周部のくぎ本数はその値の小数第一位を切り上げて 1 を加えた値とし、中通りの部分のくぎ本数はその値の小数第一位を切り上げて 1 を減じた値とする。

なお、図 4 に示す通り、面材四隅のくぎは長手・短手両方向のくぎ本数として数えることとするが、中通りの部分と外周部のくぎを結ぶ直線上のくぎは、中通りの部分のくぎ本数として数えないものとする。

ここで、 L は 910mm～1000mm のいずれかの値、 H は耐力壁の施工仕様に応じた下側もしくは上側の面材の長さの値、 H_1 及び H_2 は 15mm、 L_1 及び L_2 は 12mm、 P は 75mm、 Q は 150mm とする。

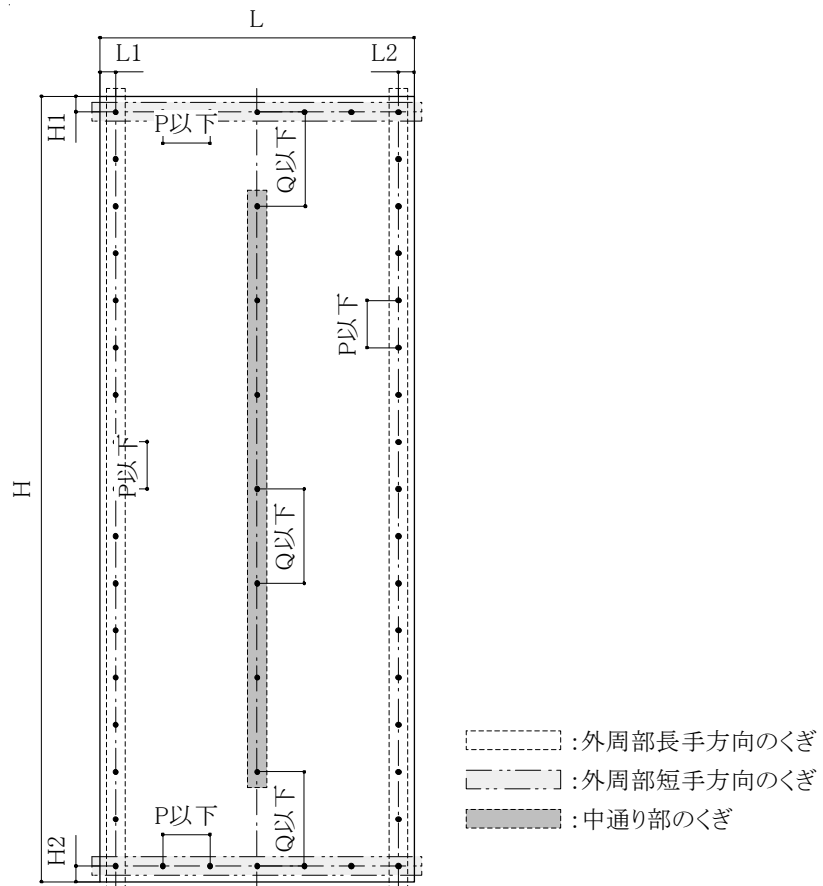


図 4 各部のくぎ本数

(4) その他の施工仕様

特になし。

(5) 施工図

施工図を図 5～図 8 に示す。

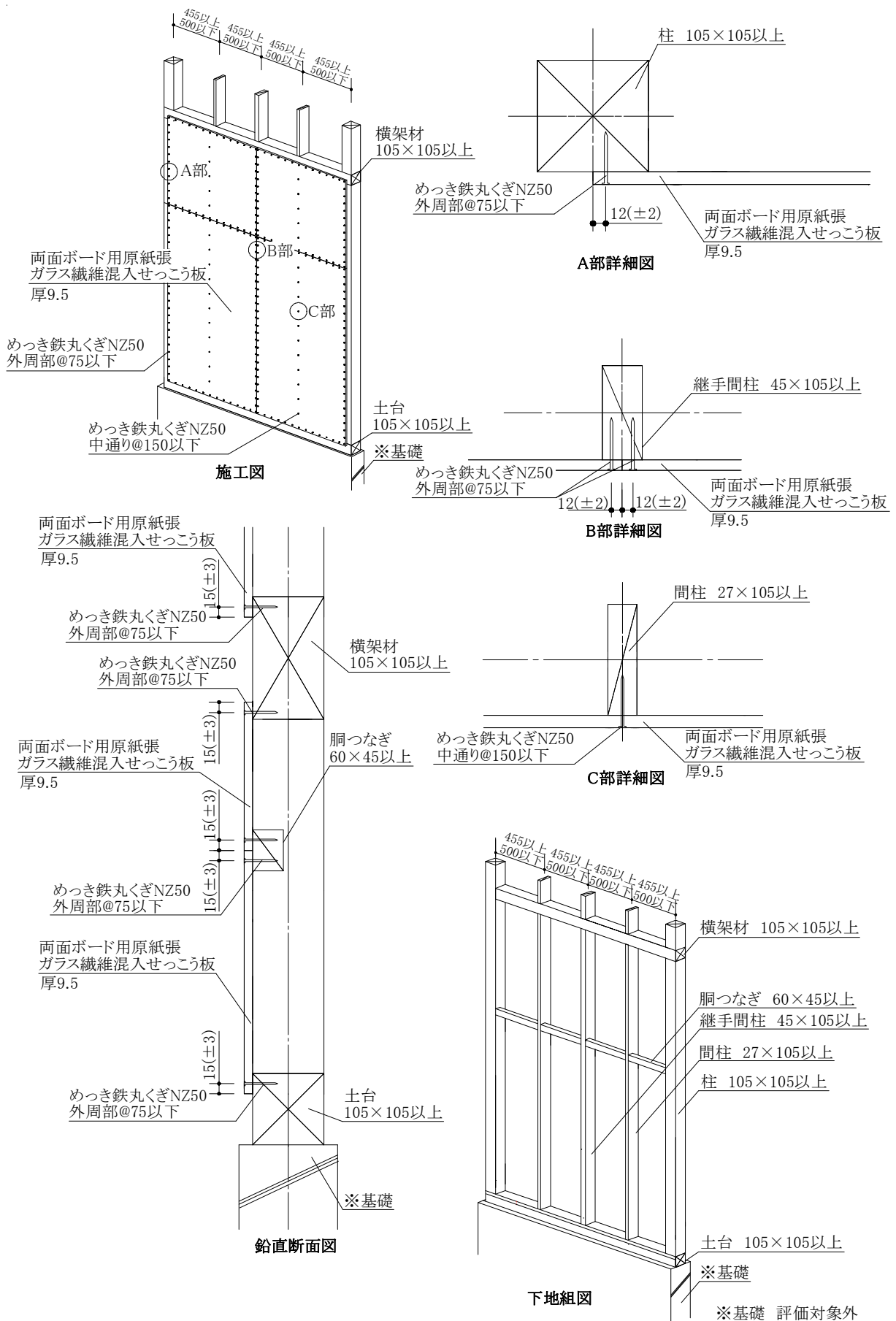


図5 施工詳細図：縦継ぎ張りの場合 (寸法単位：mm)

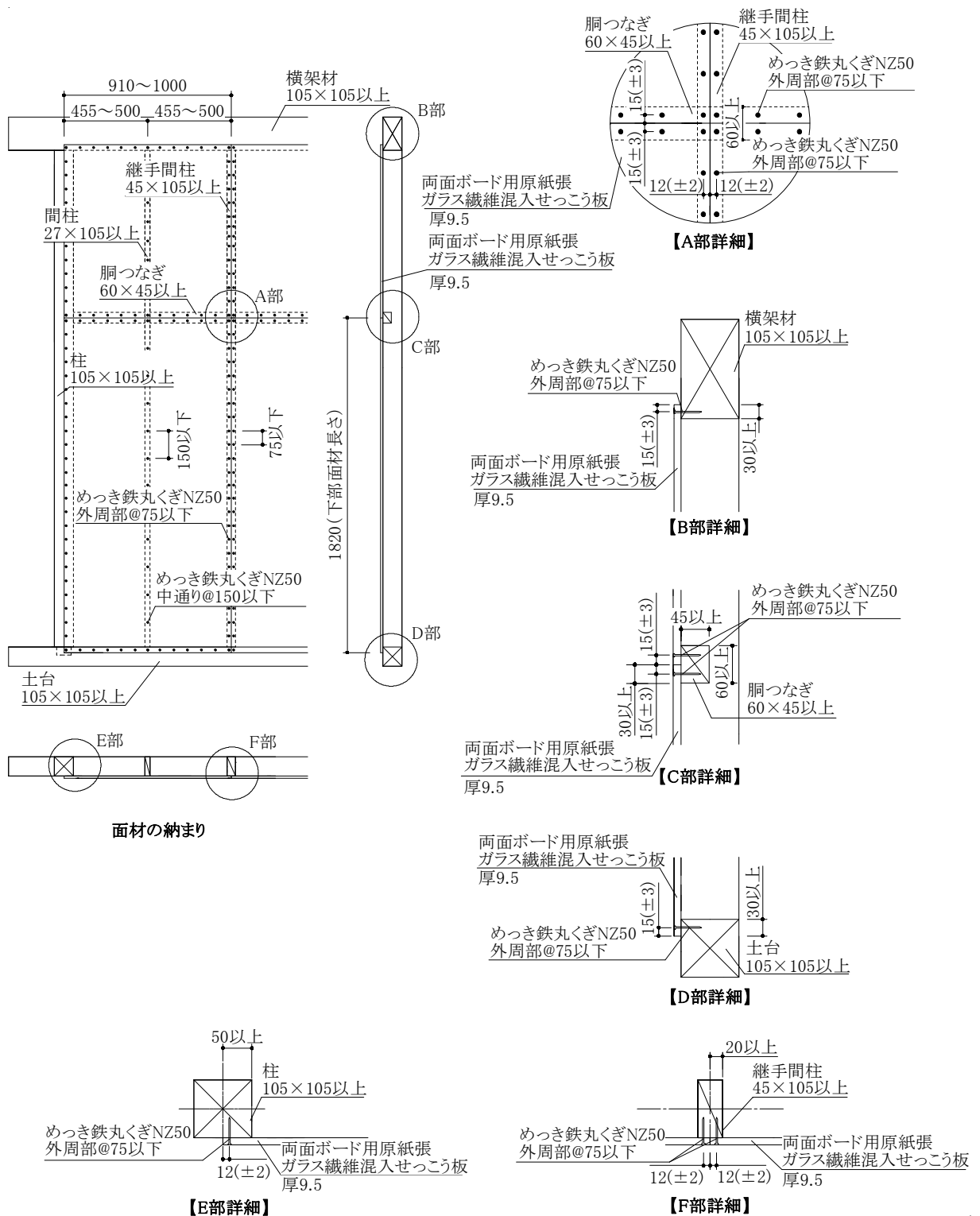


図6 施工図：縦継ぎ張りの場合 (寸法単位：mm)

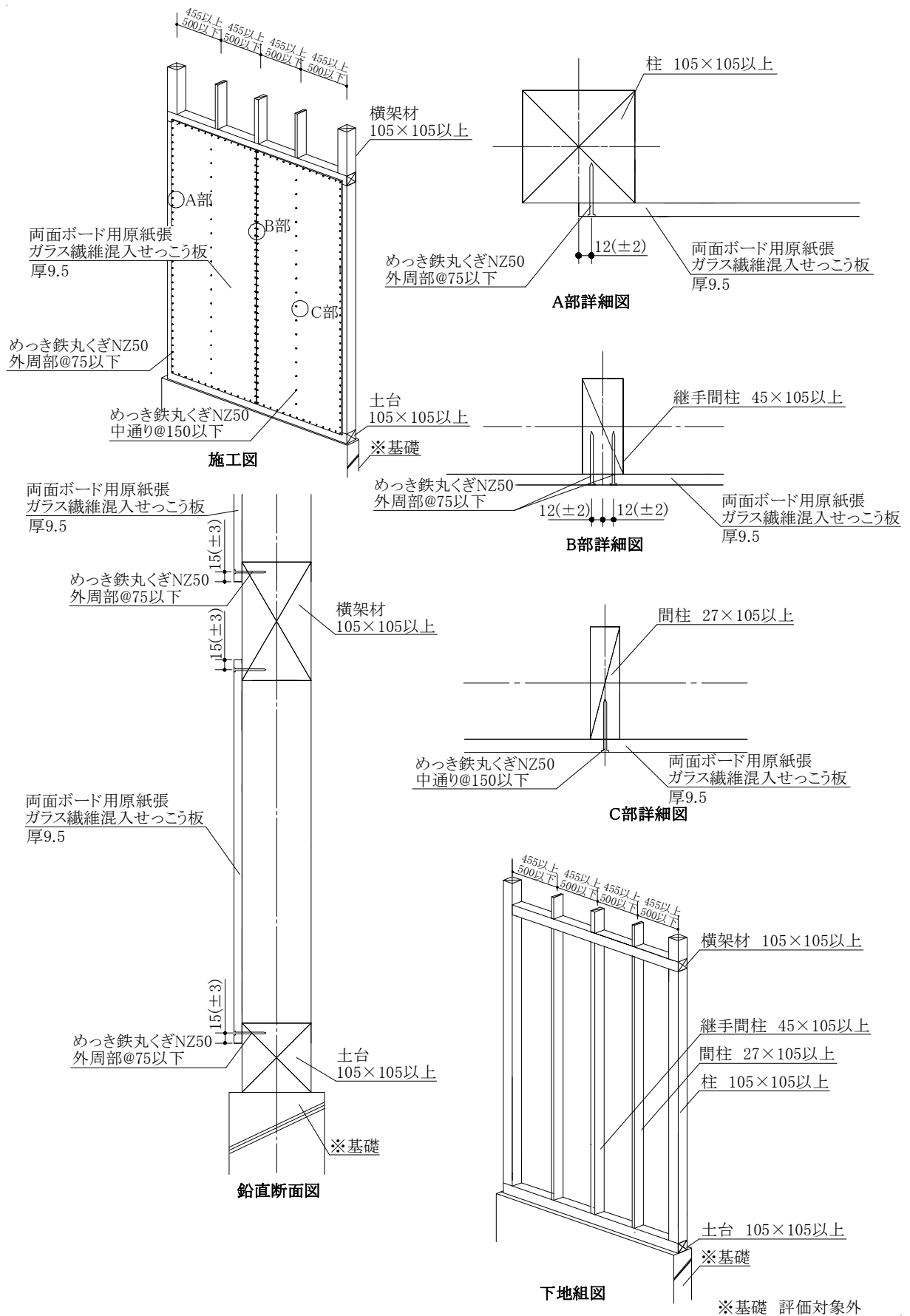


図7 施工詳細図：1枚張りの場合（寸法単位：mm）

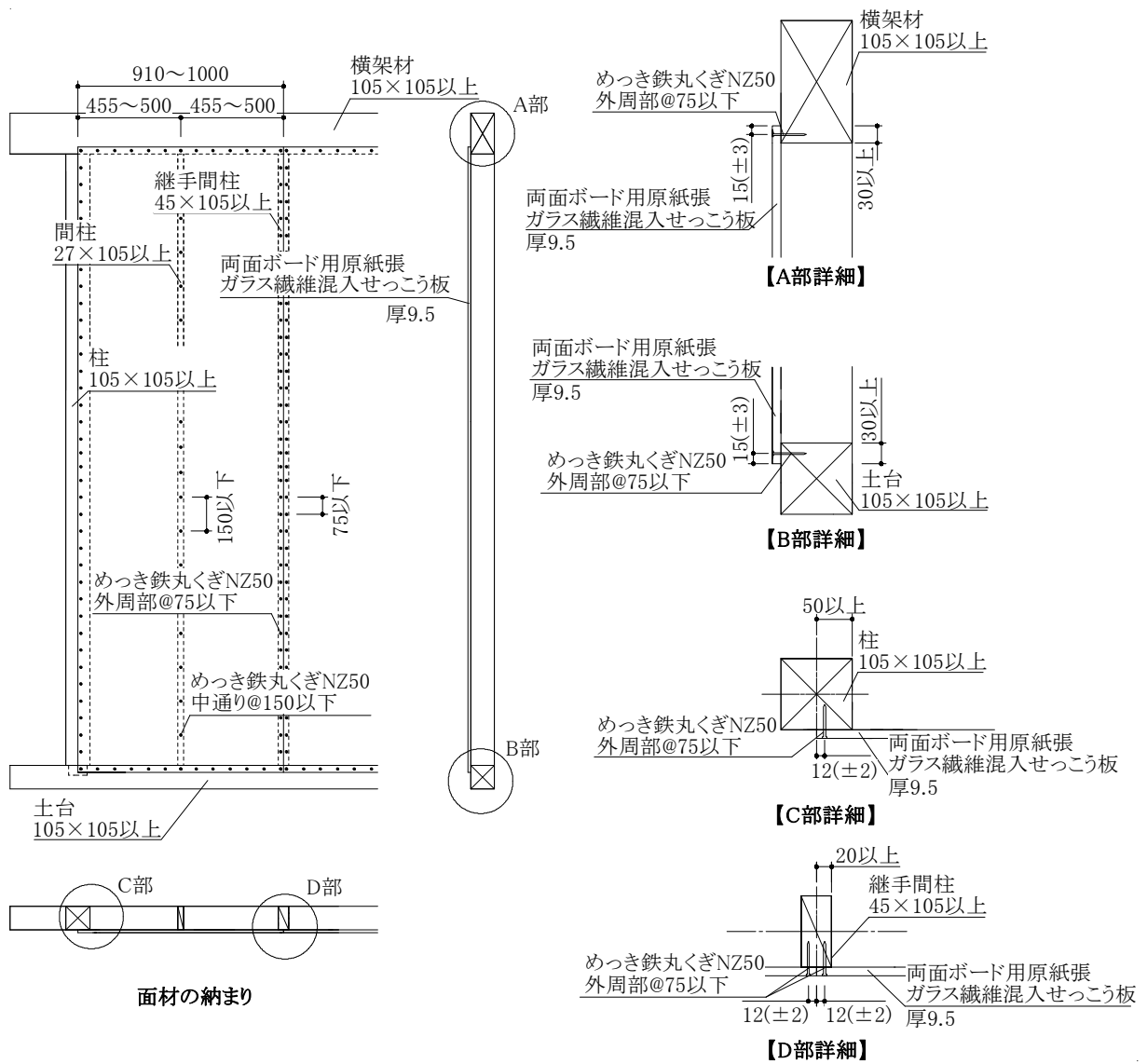


図8 施工図：1枚張りの場合（寸法単位：mm）